

【随意契約に関する情報】

令和5年4月分(公表日:令和5年5月31日)

	工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量	契約事務責任者の職名及び氏名	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした契約事務細則の根拠規定及び理由(企画競争又は参加確認型公募を経た場合はその旨)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員数	備考
1	札幌事務所賃貸借契約	総括理事 瀬島 浩子	令和5年4月1日	一般社団法人北海道酪農協会 札幌市中央区北3条西7-1	札幌事務所の賃貸借契約であり、契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものに該当するため。 (契約事務細則第28条第1項第1号二(ii))	-	2,666,400	-	0	単価契約 222,200円/月
2	指定野菜平均販売価額等算定システムの改修委託業務に係る契約の締結について	理事 上大田 光成	令和5年4月3日	株式会社アイ・エス・ビー 東京都品川区大崎5-1-11	算定システムの改修業務については、ベジフルネットからの受信データのフォーマット変更に対応するため、株式会社アイ・エス・ビーと契約。当該業務において、テストを行う段階になり、当初想定し得ない形式のデータが送付されること等が明らかとなった。 これに対応するため、ベジフルネットのフォーマット変更期限の9月末日までには、業務上、システムの改修を終える必要がある、入札手続きに付した場合、9月末日までに業務が完了できない見込みであること、また同一部分の改修であるため不具合が生じた場合に責任の所在が不明確となることから、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利と認められるときに準ずる、理事長が特に認めるときに該当するため。(契約事務細則第28条第1項第3号イに準ずる口)	-	14,363,800	-	0	-
3	生乳取引数量等確認事務支援システムのWEB化改修等委託業務の変更契約	総括理事 本田 光広	当初契約:令和4年5月27日 変更契約:令和5年4月3日	株式会社日本経営データセンター 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8	6月末日までには、業務上、システムの追加改修を終えている必要がある、入札手続きに付した場合、6月末日までに業務が完了できない見込みであることから、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利と認められるときに準ずる、理事長が特に認めるときに該当するため。(契約事務細則第28条第1項第3号イに準ずる口)	-	当初契約: 60,390,000円 変更契約: 68,200,000円	-	0	-
4	特産業務関係システムに係るクラウドサービス(AWS)の利用契約	理事 森田 健児	令和5年4月28日	NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区三田1-4-28	システム保守とクラウドサービスの契約相手方が別の者となった場合、特に障害時の責任分界の明確化や業務の切り分けが困難となり、業務の遂行に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、法人において特に必要となる物件を得ることができないときに準ずる、理事長が特に認めるときに該当するため。(契約事務細則第28条第1項第1号ホに準ずるト)	-	12,301,685	-	0	単価契約